

熊本県地下水保全条例に基づく基準等

地下水保全条例について

地下水保全条例は、地下水が県民の生活にとって欠くことのできない地域共有の貴重な資源であることから、豊かで良質な地下水を保全するため、地下水の汚染の防止、地下水の採取及び合理的な使用並びに地下水のかん養に関し必要なことを定め、県民の健康の保護及び生活環境の保全を図ることを目的とするものです。

(平成 13 年 1 月 1 日施行)

1 水質の保全

(1)対象化学物質

「対象化学物質等」に示した計 23 物質が対象です。

(2)対象事業場

対象化学物質を業として使用し、対象事業場計 41 業種に該当する工場・事業場（以下、対象事業場）が対象です。

(3)内容

対象事業場には下記の義務があります。

①届出

まず、対象化学物質を使用しようとする場合は、事前に使用管理計画の届出をしなければなりません。もし、これまで対象化学物質に該当しなかった物質を使用していて、その物質が新たに対象化学物質として追加された場合には、経過措置に伴う使用管理の届出をしなければなりません。

次に、対象化学物質を使用している者で届出事項を変更する場合にも以下の届出が必要になります。

- ・対象化学物質の使用方法等に変更がある場合：使用管理変更届出
- ・届出者の氏名及び住所の変更、対象事業場の地番等の変更の場合：氏名（名称・住所・所在地）変更届出（ただし、対象事業場を県内へ移転し、同じく対象化学物質を使用する場合には、新たに移転先での使用管理計画届出が必要です）
- ・対象化学物質の使用を廃止する場合：廃止届出
- ・対象事業場を承継した場合：承継届出

なお、終末処理場をもつ公共下水道に全量排出する工場・事業場についても届出が必要です。

②対象化学物質を含む水の地下浸透の禁止

対象事業場から地下浸透水を浸透させる者は、対象化学物質を含む水を地下に浸透させてはいけません。（条例第 16 条）

すなわち、「対象化学物質を含むものとしての要件」に示す判定基準以上の対象化学物質を含む水を地下浸透させてはなりません。

③特別排水基準の遵守

対象事業場から排水を排出する者は、特別排水基準に適合しない排水（特別排水基準を超過する濃度の対象化学物質が含まれる水）を排出してはいけません。（条例第 17 条）

なお、特別排水基準違反に対しては、直罰が規定されています。（条例第 46 条）

④自主検査の実施等

対象事業場の設置者は、当該事業場の井戸水及び地下浸透水並びに排水の水質検査を定期的に行い、その結果を記録保存しておかなければなりません。また、対象化学物質の使用等についても、その状況を記録保存しておかなければなりません。（条例第 19 条）

⑤事故時の措置

対象事業場の設置者は、対象化学物質の流出その他の事故が発生し、対象化学物質を含む水が地下に浸透し、又は公共用水域に排出されたことにより、人の健康又は生活環境にかかる被害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き対象化学物質を含む水の浸透又は排出の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を知事（熊本市の場合は熊本市長）に届け出なければなりません。（条例第 20 条）

(4)県が行う対象事業場の監視

①地下浸透水の監視

対象事業場からの地下浸透水に対象化学物質が含まれているかどうかを監視します。

②排水の汚染状態の監視

対象事業場からの排水が特別排水基準に適合しているかどうかを監視します。

③対象事業場の井戸水の水質調査

地下水汚染の徴候を早期に発見するため、対象事業場に設置されている井戸水の水質調査を実施します。

④報告の徴収、立入検査

必要に応じて、対象化学物質の使用状況、汚水等の処理の方法その他の事項に関し、報告を求め、又は対象事業場に立入り、対象施設、帳簿書類その他の物件を検査します。

⑤改善命令等

対象化学物質を含む水を地下浸透するおそれがある場合又は特別排水基準に違反するおそれがある場合については、改善命令や地下浸透水の浸透又は排出水の排出の一時停止命令等の行政処分の対象となります。

(条例第 18 条)

(5)地下水の水質の汚濁の状況の監視等

県は、地下水及び公共用水域の水質の汚濁の状況を常時監視し、その状況を公表しています。また、市町村長は、必要に応じて地下水及び公共用水域の水質の測定を行っています。

対象化学物質使用管理の届出等

| 届出の種類 | 届出先 | 届出者 | 届出の期限 | 受理書 | 罰則 | 根拠条項 |
|-------------------------------------|--------------|-----------|-------------------------------|-----|--------------------------------|--------------------------|
| 使用管理計画の届出 | 知事 (熊本市長) | 使用しようとする者 | 対象化学物質を使用する 60 日以前 (工事着工前) | 交付 | 未届又は 虚偽 3 月・ 20 万円以 下 | 条例第 8 条・12 条・ 47 条 |
| 経過措置に伴う使用 管理の届出 | 〃 | 使用している者 | 対象化学物質となった日 から 30 日以内 | なし | 未届又は 虚偽 10 万 円以下 | 条例第 9 条・12 条・ 48 条 |
| 使用管理の変更の届 出 | 〃 | 〃 | 変更しようとする 60 日 以前 (工事着工前) | 交付 | 未届又は 虚偽 3 月・ 20 万円以 下 | 条例第 10 条・47 条 |
| 氏名 (名称・住所・ 所在地) の変更及び 使用廃止の届出 | 〃 | 〃 | 変更の日から 30 日以内 | なし | なし | 条例第 13 条・14 条 |
| 承継の届出 | 〃 | 承継者 | 継承の日から 30 日以内 | なし | なし | 条例第 15 条 |

注) 1 実施の制限

使用管理計画等の届出が受理された日から 60 日を経過した後でなければ、その届出に係る対象化学物質の使用又は対象施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の変更 (変更とは、関連する施設の工事着工を含む。) をしてはなりません。ただし、届出の内容が相当であると認めるときは、その期間を短縮することができます。

(条例第 12 条)

2 届出の提出部数等 2 部 (正 1・写 1) ……届出書は、各保健所又は熊本市水保全課にあります。また、県のホームページから届出書の電子ファイルをダウンロードできます。

3 届出書の提出先 所轄保健所 (衛生環境課) ただし、熊本市の場合は、熊本市中央区手取本町 1 番 1 号 (郵便番号 860-8601) 熊本市環境局水保全課

対象化学物質等

ここに示す対象化学物質を使用し、かつ下表に示す業種に該当する工場・事業場は、使用管理の届出等が必要です。

| 対象化学物質 | 主な対象化学物質使用業種 |
|---------------------|--|
| カドミウム及びその化合物 | 有機化学工業、試験研究機関、無機化学工業、無機顔料製造業、石油化学工業、写真感光材料製造業、試薬製造業、ガラス製品製造業、窯業原料製造業、非鉄金属製造業、金属・機械製造業、写真現像業 |
| シアン化合物 | 医薬品製造業、金属・機械製造業、メッキ工業、病院、試験研究機関、無機顔料製造業、無機化学工業、合成樹脂製造業、合成ゴム製造業、石油化学工業、有機化学工業、医薬品製造業、試薬製造業、鉄鋼業、写真現像業、貴金属精練業 |
| 有機燐化合物 | 有機化学工業、農薬製造業、試薬製造業、試験研究機関 |
| 鉛及びその化合物 | 有機化学工業、金属・機械製造業、メッキ工業、試験研究機関、その他の製造業、無機顔料製造業、無機化学工業、医薬品製造業、農薬製造業、ガラス製品製造業、窯業原料製造業、非鉄金属製造業 |
| 6価クロム化合物 | 木材薬品処理業、金属・機械製造業、試験研究機関、繊維工業、無機・有機顔料製造業、無機化学工業、有機化学工業、医薬品製造業、試薬製造業 |
| 砒素及びその化合物 | 木材薬品製造業、有機化学工業、試薬製造業、金属・機械製造業、病院、試験研究機関、化学肥料製造業、無機化学工業、無機・有機顔料製造業、医薬品製造業、農薬製造業、非鉄金属製造業 |
| 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 | 医薬品製造業、病院、試験研究機関、無機顔料製造業、無機化学工業、有機化学工業、試薬製造業、非鉄金属製造業、金属・機械製造業 |
| P C B | パルプ、紙又は紙加工品製造業、試験研究機関 |
| トリクロロエチレン | 無機化学工業、写真感光材料製造業、医薬品製造業、金属・機械製造業、繊維製品製造業、繊維工業、アスファルト合材製造業、プラスチック製造業、ゴム製品製造業、有機化学工業、洗濯業、写真現像業、自動車小売業、鉱業、出版・印刷業、その他すべての製造業、試験研究機関、自動車整備業、染物業 |
| テトラクロロエチレン | |
| 1,1,1-トリクロロエタン | |
| 四塩化炭素 | 無機化学工業、医薬品製造業、アセチレン製造業、試験研究機関、石油化学工業、有機化学工業、農薬製造業、金属・機械製造業 |
| ジクロロメタン | たばこ製造業、化学工業、石油・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、精密機械器具製造業、試験研究機関 |
| 1,2-ジクロロエタン | 染色整理業、パルプ・紙・紙加工品製造業、出版・印刷・同関連産業、医薬品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、試験研究機関 |
| 1,1-ジクロロエチレン | パルプ・紙・紙加工品製造業、化学工業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、試験研究機関 |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 化学工業、電気機械器具製造業、試験研究機関 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 化学工業、試験研究機関 |
| 1,3-ジクロロプロペン | 化学工業、試験研究機関 |
| チウラム | 化学工業、ゴム製品製造業、試験研究機関 |
| シマジン | 化学工業、試験研究機関 |
| チオベンカルブ | 化学工業、試験研究機関 |
| ベンゼン | 動植物油脂製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、化学工業、石油・石炭製品製造業、炭素・黒鉛製品製造業、鉄鋼業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、精密機械器具製造業、ガス業、試験研究機関 |
| セレン及びその化合物 | 化学工業、石油・石炭製品製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、精密機械器具製造業、試験研究機関 |

注) 1 主な対象化学物質使用業種以外にも対象化学物質を使用することが十分考えられます。

2 対象化学物質（同物質の混合物を含む。）は、メーカーによって様々な商品名で呼ばれていますので御注意ください。

対象事業場

ここに示す業種に該当し、対象化学物質を使用する工場・事業場は、使用管理の届出等が必要です。

| 区 分 | 業 種 |
|---|--|
| 1 鉱 業 | 1 金属鉱業 2 石炭・亜炭鉱業 3 原油・天然ガス鉱業 4 非金属鉱業 |
| 2 製 造 業 | 1 繊維工業 2 衣服・その他の繊維製品製造業 3 木材・木製品製造業 4 パルプ・紙・紙加工品製造業 5 出版・印刷・同関連産業 6 化学工業 7 石油製品・石炭製品製造業 8 プラスチック製品製造業 9 ゴム製品製造業 10 なめし革・同製品・毛皮製造業 11 窯業・土石製品製造業 12 鉄鋼業 13 非鉄金属製造業 14 金属製品製造業 15 一般機械器具製造業 16 電気機械器具製造業 17 輸送用機械器具製造業 18 精密機械器具製造業 19 武器製造業 20 その他の製造業 |
| 3 卸売・小売業 | 1 自動車小売業 |
| 4 サービス業 | 1 洗濯業（コインランドリー業を含む。） 2 洗張・染物業 3 写真業 4 自動車整備業 5 機械修理業 6 商品検査業 7 計量証明業 8 病院 9 その他の医療関連サービス業 10 保健所 11 検疫所（動物検疫、植物防疫を除く。） 12 その他の保健衛生（検査業に限る。） 13 高等学校、専修学校・各種学校その他の教育施設で農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う事業場又は高等教育機関（人文科学のみに係るものを除く。） 14 自然科学研究所 15 他に分類されないサービス業（動物検疫所、植物防疫所、家畜保健衛生所に限る。） |
| 5 公 務 | 1 国家公務・地方公務（警察、海上保安庁等における犯罪鑑識のための検査室を設置する事業場に限る。） |
| 備考 この表に掲げる業種に属する工場又は事業場の区分は、日本標準産業分類（昭和 59 年行政管理庁告示第 2 号）による。 | |